

昭和八年一月二十一日

大阪支所長 橋 本能 保

福岡出張所長 清 原 進 殿



財團法人協調會大阪支所

大阪府當局ノ朝鮮人ニ對スル方針ノ件  
 並ニ在任朝鮮人警察署別狀況表  
 大阪府特別高等課ノ作製セル「大阪府當局ノ朝鮮人ニ對  
 スル方針並ニ在任朝鮮人警察署別狀況表」ヲ御參考ノ爲  
 ニ御送附申上候

2457

財團法人協調會大阪支所

大阪府當局ノ朝鮮人ニ對スル方針ノ件  
 並ニ在任朝鮮人警察署別狀況表  
 大阪府當局ハ現下在任ノ朝鮮人ノ實狀ニ照シ取締方針ハ次ノ如ク  
 決定シテヲル

一、民族運動ニ就テ

朝鮮人ハ一貫シテ民族的反逆ノ心意ヲ藏スルガ故ニ朝鮮人ノ民  
 族運動ハ洵ニ深刻ナルモノアリ而シテ之ガ運動ハ種々ノ形態ニ  
 於テ現ハレツ、アルヲ以テ表面の現象ノミニ提ハレズヨク其ノ  
 真相ヲ探究シ其ノ取締ハ指導の取締ヲ行フコト

二、極左運動ニ就テ

朝鮮人ノ共產主義運動ハ單ニ共產主義社會ノ建設ヲ目的トスル  
 ニ非ズシテ勞農政府樹立ニ依リ朝鮮ヲ日本ノ羈絆ヨリ脱セムト  
 スルニアルヲ以テ之ガ運動ハ單ニ檢舉ノミニ依リ措置スルコト  
 至難ナルニ就キ組織ノ破壞ニ主力ヲ傾注スルコト